

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石 光伸 外265名

被告 国 外1名

準備書面（65）

2018年9月13日

水戸地方裁判所民事第2部合議アA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之  
外

#### 1 平成30年北海道胆振東部地震

2018年9月6日、北海道胆振地方を中心として広範囲に被害を及ぼした地震が発生した。この地震は、深さ37kmを震源とする地震であり、既存の断層である石狩低地東縁断層帯ではない断層が震源となったと、政府の地震調査委員会は見解を発表した。

この地震の最大震度は7であり、 $M_j$ は6.7（ $M_w$ では6.3か6.4程度）であったが、この規模の地震は、地表に地震断層を生じさせないことが多い。したがって、この地震は、 $M_w$ 6.5未満の地震で、地震動審査ガイドで言う「地表地震断層が出現しない可能性のある地震」であって、「国内においてどこでも発生すると考えられる地震」である。

したがって、この地震も、「震源を特定せず策定する地震動」の収集対象とされるべき地震である。

この地震では、IBUH01 追分観測点で、南北成分で1316ガル、東西成分で929ガル、上下成分で1060ガル、3成分合成値で1505ガルという大きな地震動が観測された。

また、加速度応答スペクトルは、周期0.5秒付近で6000ガルほどに達している。

この地震の地震動の特徴としては、原発で問題となる短周期地震動が大きいこと、また上下動の地震動が大きいことである。

そもそも、今から14年前の留萌支庁南部地震の地震動を超える、未知の断層による地震動が、今後、起こる可能性は当然ながら否定できない。そうすると、被告らは、そのような留萌支庁南部地震を超える揺れの地震が発生する都

度、「震源を特定せず策定する地震動」の値を改訂していくつもりなのだろうか。それで、改訂前の地震動でも、その時点では十分な値だったと言い張るのだろうか。被告らの対応は、危険な原発の耐震設計であることを、全く無視したものだと言わなくてはならない。

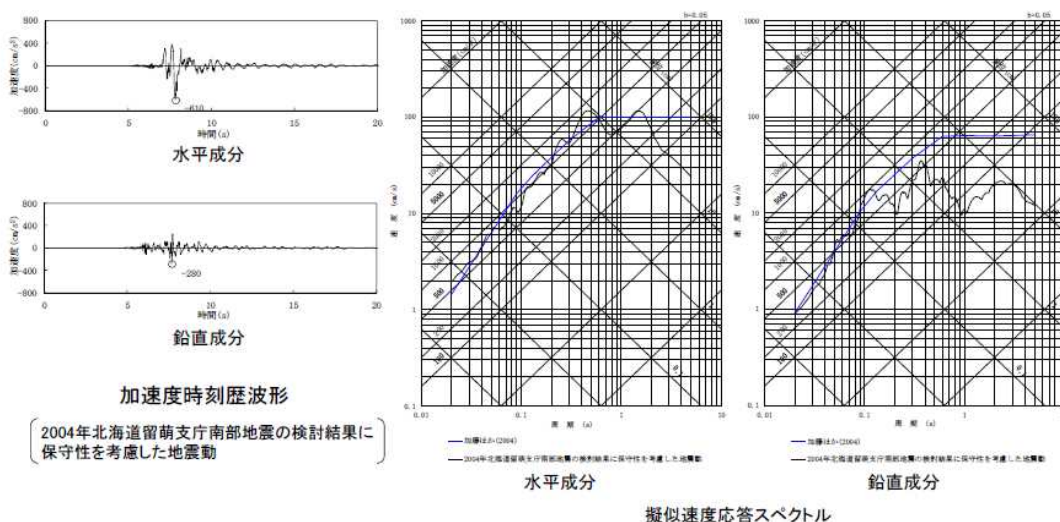
## 2 被告日本原電の「震源を特定せず策定する地震動」の想定

被告日本原電は、留萌支庁南部地震の HKD020 港町観測点の地震動をもとに、「保守性を考慮した」として、水平成分 610 ガル、鉛直成分 280 ガルの地震動を「震源を特定せず策定する地震動」とした。

### 5. 震源を特定せず策定する地震動 震源を特定せず策定する地震動

第409回審査委員会  
資料1再掲

- 加藤ほか(2004)による応答スペクトル、及び、2004年北海道留萌支庁南部地震の検討結果に保守性を考慮した、水平成分 610cm/s<sup>2</sup>、鉛直成分 280cm/s<sup>2</sup>の地震動を、震源を特定せず策定する地震動として考慮する。



4-207

この留萌支庁南部地震の観測点での地震動は、南北成分 536 ガル、東西成分 1127 ガル、上下成分 368 ガル、3成分合成値 1177 ガルである。この値自体、胆振東部地震の追分観測点で観測された地震動の値より相当に小さな値である。

したがって、仮に、追分観測点での地震動について、地盤での増幅が相当程度あったにしても、なお留萌支庁南部の地震動を超えるものとなる可能性は相当程度あると考えられる。

3 例示された16地震以降に発生した収集対象とされるべき地震  
2013年以降多数の収集すべき地震が以下のとおり発生している。

2013年

- ① 1月31日 茨城県北部の地震 M4.8 最大震度5弱
- ② 2月25日 栃木県北部の地震 M4.7 最大震度5強
- ③ 4月13日 淡路島付近の地震 M6.3 最大震度6弱
- ④ 4月17日 三宅島近海の地震 M6.2 最大震度5強
- ⑤ 9月20日 福島県浜通りの地震 M5.9 最大震度5強
- ⑥ 12月31日 茨城県北部の地震 M5.1 最大震度5弱

2014年

- ① 7月8日 胆振地方中東部の地震 M5.6 最大震度5弱
- ② 9月3日 栃木県北部の地震 M4.3 最大震度5弱

2015年

- ① 2月6日 徳島県南部の地震 M5.1 最大震度5強
- ② 5月22日 奄美大島近海の地震 M5.1 最大震度5弱
- ③ 6月4日 網走地方の地震 M5.0 最大震度5弱

2016年

- ① 1月11日 青森県三八上北地方の地震 M4.6 最大震度5弱
- ② 4月14日 熊本地震 M6.5 最大震度7
- ③ 6月16日 内浦湾の地震 M5.3 最大震度6弱
- ④ 8月31日 熊本県熊本地方の地震 M5.2 最大震度5弱
- ⑤ 10月21日 鳥取県中部の地震 M6.6 最大震度6弱
- ⑥ 12月28日 茨城県北部の地震 M6.3 最大震度5弱

2017年

- ① 6月25日 長野県南部の地震 M5.6 最大震度5強
- ② 7月1日 胆振地方中東部の地震 M5.1 最大震度5弱
- ③ 7月2日 熊本県阿蘇地方の地震 M4.5 最大震度5弱
- ④ 7月11日 鹿児島湾の地震 M5.3 最大震度5強
- ⑤ 9月8日 秋田県内陸南部の地震 M5.2 最大震度5強

2018年

- ① 3月1日 西表島付近の地震 M5.6 最大震度5弱
- ② 4月9日 島根県西部の地震 M6.1 最大震度5強
- ③ 5月12日 長野県北部の地震 M5.4 最大震度5弱
- ④ 5月25日 長野県北部（長野県・新潟県県境付近）の地震  
M5.2 最大震度5強
- ⑤ 6月17日 群馬県南部の地震 M4.5 最大震度5弱

⑥ 9月6日 胆振東部地震 M6.7 最大震度7

これらの地震は、震源を特定せず策定する地震動のための収集対象となるべき地震である。しかし、被告日本原電は、一切これら地震についての情報を収集しようとはせず、また規制委員会もこれら地震の情報を収集させようともしていない。またどの審査会合でも、これら地震については一切言及すらされていない。

今回の広範な地域に大きな被害を及ぼした胆振東部地震についても、被告らは、このままだとまた情報収集すらしようとししないのではないかと懸念される。仮にもし取り上げたとしても、また地盤情報がないなどとして、無視して終わるおそれは高い。

これが、地震動審査ガイドの無視もしくは軽視であることは明らかである。

以上